

薬王堂足利西新井店 足利市指導事項等に対する回答

【足利市】

| No. | 所管課室等 | 指導事項等 | 回答 |
|-----|--------------------------------------|-------|----|
| 1 | 総合政策課 担当:蓼沼 TEL:0284-20-2103 | 特になし | - |
| 2 | 危機管理課 担当:戸叶 TEL:0284-20-2179 | 特になし | - |
| 3 | クリーン推進課 担当:山田 TEL:0284-20-2141 | 特になし | - |
| 4 | 環境政策課 担当:河内 TEL:0284-20-2152 | 特になし | - |
| 5 | 市民生活課 担当:松場 TEL:0284-20-2150 | 特になし | - |

| | | | |
|---|---------------------------------------|--|---|
| 6 | 都市政策課 担当:廣瀬 TEL:0284-20-2167 | <p>(都市政策担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は第一種住居地域です。 ・当該地域は都市機能誘導区域外ですが、店舗面積が1,500㎡以下であるため、都市再生特別措置法に基づく届出は不要となります。 ・建築物は、足利市景観計画の基準に適合する必要があります。景観法に基づき着手30日前までに届出が必要となるため、事前に都市政策課と協議してください。 ・屋外広告物は、栃木県屋外広告物条例の基準に適合する必要があります。掲出前に都市政策課と協議してください。 ・未整備や都市計画事業の認可を受けた都市計画道路に接している場合、都市計画法第53条や第65条に基づく許可申請が必要となります。整備状況については栃木県安足土木事務所にご確認ください。 <p>(開発指導担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可が必要となりますので、許可取得に向け手続きを進めてください。 ・2000㎡以上の土地取引を行う場合は、契約日から2週間以内に国土利用計画法に基づく届出を提出してください。 | <p>(都市政策担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は第一種住居地域であることを確認しました。 ・都市再生特別措置法に基づく届出は不要であることを確認しました。 ・建築物は、足利市景観計画の基準に適合する必要があることを確認しました。景観法に基づき着手30日前までに届出が必要となるため、事前に都市政策課と協議いたします。 ・屋外広告物は、栃木県屋外広告物条例の基準に適合する必要があることを確認しました。掲出前に都市政策課と協議いたします。 ・未整備や都市計画事業の認可を受けた都市計画道路に接している場合、都市計画法第53条や第65条に基づく許可申請が必要となることを確認しました。整備状況については栃木県安足土木事務所にご確認ください。 <p>(開発指導担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可が必要となることを確認しました。許可取得に向け手続きを進めていきます。 ・国土利用計画法に基づく届出は必要ないことを確認いたしました。 |
| 7 | 建築・住宅政策課 担当:長竹 TEL:0284-20-2170 | 特になし | - |
| 8 | 道路河川保全課 担当:茂木 TEL:0284-20-2262 | 対象地北側は、西新井町21号線に接しており、当道路対象地側に、落蓋式の側溝があります。店舗の利用者の出入りの影響で蓋が破損する恐れがあるので、改修もしくは横断用側溝への交換を検討ください。 また、交差点付近での出入りがないようお願いいたします。 | 西新井町21号線について、店舗の利用者の出入口を設置しないよう調整いたしました。また、交差点付近での出入りがないよう対策いたします。 |

| | | | |
|----|-------------------------------------|---|---|
| 9 | 企業経営課 担当:石井 TEL:0284-22-7917 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象地内に2基のメーターがあります。使用するメーターが1基の場合、使用しないメーターについては、道路上での分水止め工事が必要になる場合があります。 ・給水装置工事および排水設備工事をする場合は事前協議が必要になります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象地内に2基のメーターがあることを確認しました。使用するメーターが1基の場合、使用しないメーターについては、道路上での分水止め工事が必要になる場合があることを確認しました。 ・給水装置工事および排水設備工事をする場合は事前協議が必要になることを確認しました。 |
| 10 | 水道施設課 担当:岩寄 TEL:0284-22-7924 | 特になし | — |
| 11 | 下水道施設課 担当:山崎 TEL:0284-22-7928 | <p>下水道区域となっておりますので、公共下水道への接続をお願い致します。</p> <p>また、受益者負担金が猶予、未整備となっている土地については受益者負担金をお支払いいただくこととなります。</p> <p>現在、当該地には取付管が設置されておりますが、布設当時の土地の大きさに合わせた深さとなっております。そのため、排水延長によっては取付管の深さが足りなくなる可能性がございます。その場合、取付管の再設置等は自費での施工となりますのでご了承ください。</p> | <p>下水道区域となっておりますので、公共下水道への接続をいたします。</p> <p>また、受益者負担金が猶予、未整備となっている土地については受益者負担金を支払うことを確認しました。</p> <p>現在、当該地には取付管が設置されていること、布設当時の土地の大きさに合わせた深さとなっていることを確認しました。排水延長によっては取付管の深さが足りなくなる可能性、その場合、取付管の再設置等は自費での施工となることを確認いたしました。</p> |
| 12 | 予防課 担当:蛭川 TEL:0284-41-3199 | 消防法及び足利市火災予防条例を遵守するとともに、建築確認申請を提出する前に消防本部予防課と事前協議を行うこと。 | 消防法及び足利市火災予防条例を遵守するとともに、建築確認申請を提出する前に消防本部予防課と事前協議を行います。 |
| 13 | 警防課 担当:長島 TEL:0284-41-3557 | 特になし | — |
| 14 | 生涯学習課 担当:細堀 TEL:0284-43-2501 | 特になし | — |

薬王堂足利西新井店 栃木県指導事項等に対する回答

【栃木県】

| No. | 所管課室等 | 指導事項等 | 回答 |
|-----|--|--|---|
| 1 | 地域振興課 担当：江口 TEL:028-623- 2267 FAX:028-623- 3924 | 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、足利市都市政策課に確認してください。 | 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出が必要ないことを足利市都市計画課に確認いたしました。 |
| 2 | 県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623- 3076 FAX:028-623- 2121 | 1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。 | 1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。 |
| 3 | 環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623- 3188 FAX:028-623- 3138 | ・ 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県南環境森林事務所環境対策課（0283-23-4445）と協議してください。 | ・ ー ・ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になることを確認しました。所管する県南環境森林事務所環境対策課と協議いたします。 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| 4 | <p>資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623- 3107 FAX:028-623- 3113</p> | <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> | <p>○食品ロスの削減、廃棄物の排出抑制およびリサイクル促進等、可能な限り対応いたします。</p> <p>○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。</p> |
| 5 | <p>交通政策課 担当：齋藤 TEL:028-623- 2409 FAX:028-623- 2399</p> | <p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p> | <p>・店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係機関と協議を行い必要な対応を行います。</p> |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 6 | 道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623- 2414 FAX:028-623- 2417 | 道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし | - |
| 7 | 道路保全課 担当：森戸 TEL:028-623- 2429 FAX:028-623- 2431 | 1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。 | 1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がありますので、道路法第24条の承認申請を行います。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続いたしません。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議いたします。 |
| 8 | 上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623- 2507 | 汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議してください。 | 汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議いたします。 |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| <p>9</p> | <p>都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623- 2801 FAX:028-623- 2595</p> | <p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議してください。 ・足利市景観計画に定める行為の届出の可否について、足利市都市政策課と協議してください（栃木県景観条例は適用されません）。 <p>（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167）</p> <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、足利市都市政策課と協議してください。 <p>（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、足利市都市政策課（駐車場法担当）に確認してください。 <p>（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 <p>（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167）</p> <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 <p>（協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801）</p> <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法における開発許可の可否について、足利市都市政策課と協議してください。 <p>（協議先：足利市都市政策課開発指導担当 0284-20-2168）</p> | <p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議いたします。 ・足利市景観計画に定める行為の届出について、足利市都市政策課と協議いたします（栃木県景観条例が適用されないことを確認しました）。 <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、足利市都市政策課と協議いたします。 ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、足利市都市政策課（駐車場法担当）に確認いたします。 ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。 <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。 <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法における開発許可の可否について、足利市都市政策課と協議いたします。 |
|----------|--|---|---|

| | | | |
|----|---|---|---|
| 10 | 都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623- 2464 FAX:028-623- 2477 | 街路事業実施中の区間であるため、出店へ向けた工程や、車両用入り口等の計画について安足土木事務所整備部整備第一課(0284-42-5589)と調整願います。 | 街路事業実施中の区間であるため、出店へ向けた工程や、車両用入り口等の計画について安足土木事務所整備部整備第一課と調整いたします。 |
| 11 | 建築指導課 担当：高山 TEL:028-623- 2863 | 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、足利市都市建設部建築・住宅政策課（TEL：0284-20-2170）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。 | 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、足利市都市建設部建築・住宅政策課と協議いたします。 |
| 12 | 警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623- 3808 FAX:028-623- 3808 | ○令和7年12月8日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 | ○－ ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。 |
| 13 | 経営支援課 担当：佐山 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340 | 指導事項等なし | － |